

～さんの好きなこと、嫌いなこと

選好 (preferences、好き嫌い) は、好きな食べ物や芸能人だけでなく、食べ方、場所、散歩ルート、におい、味、音、音楽、しぐさ、ことば、支援者、刺激、ほめられ方、温度、家族、住まい、旅行、店に入ったときにするここと、などいろいろあります。また、嫌いなこともたくさんありますが、上手く見つけられないこともあります。

【 身近な人の好きと嫌いをあげてみましょう 】

■ \_\_\_\_\_さんについて

好きなもの・好きなこと

① \_\_\_\_\_

② \_\_\_\_\_

③ \_\_\_\_\_

嫌いなもの・嫌いなこと

① \_\_\_\_\_

② \_\_\_\_\_

③ \_\_\_\_\_

■ \_\_\_\_\_さんについて

好きなもの・好きなこと

① \_\_\_\_\_

② \_\_\_\_\_

③ \_\_\_\_\_

嫌いなもの・嫌いなこと

① \_\_\_\_\_

② \_\_\_\_\_

③ \_\_\_\_\_

## S さんのプロフィール

氏名：S さん	年齢：21 歳	性別： 男性
障害支援区分：4	障害：知的障害・自閉スペクトラム症	
<b>利用経緯と支援経過</b> 特別支援学校高等部在学中に A 生活介護事業所を体験利用し、高等部卒業後利用を開始した。20 歳までは両親と弟と生活していたが、保護者の意向もあり共同生活援助（グループホーム）の利用をはじめた。生活介護事業所の休日は移動支援を利用して外出をしている。		
<b>ADL・IADL</b> ADL については概ね自立しているが、洗髪・洗身は背中側に洗い残しがあるため、言葉かけと見守りをしている。家事についてはグループホームに移行して世話人とともに洗濯・洗濯干しを練習中である。金銭管理は週に 1 度生活費として世話人が渡している。買物についてはいつも利用している店の場合は支援者の介入がなくとも買い物ができるが、そうでない場合は支援要求がある。		
<b>コミュニケーション</b> 集団活動は苦手なで、自分からコミュニケーションをとることは少ないが、自分の話したいことについては一方的に話し続けることもある。何度も経験したことのある支援要求は言葉で表出できることもあるが、場所や相手等が変わると難しいことも多い。		

## Sさんの記録（抜粋、括弧内は記録者）

日付	記 録	選好の抽出と、記述の検討
4月10日	ピング大会でピンゴしたが景品を全く欲しがらずでした。Tシャツがあり、出品した方が説明してくださり、そのTシャツを気に入りgetできました。（斉川）	そのTシャツを気に入りgetできました。「これ好き」と言っていました。白地に***(キャラクター)のプリント柄でした。***が好きだったのかもしれませんが。今度話題にしてみようと思います。（斉川）
4月11日	午前、午後共に眠気に見舞われています。食事の進み具合もあまり順調ではなく、食欲が無い様子でした。お茶タイムのコーヒーは好んで飲んでいました。（江島）	お茶タイムは紅茶、日本茶、コーヒーの中から、自分でコーヒーを選んで平井に淹れてもらっていました。おかわりもコーヒーでした。好きなようですが、眠気覚ましと思っていいのかもしれません。（江島）
6月3日	チョコ作りの班になり話し合いを始めたのですが、誕生日が近いから食べたい!!と希望。作りたいより食べたいかなと感じました。（田中）	
6月14日	チョコ作りを楽しみにして自宅より、クッキーの型を持って来て下さいました。（江島）	
7月2日	研修のPさんとゴジラの話やお父さんお母さんの話を夢中になってしていました。（戸田）	
7月31日	班で***（お寿司屋さん）へ行き、帰り際に「次いつお寿司行きますか」と言っていました。楽しかったのだと思います。（江島）	
8月10日	歯磨きするときハミガキ粉をつけていなかったたので「つけませんか」と聞いたたら、嫌みたいました。（田中）	
9月9日	ラジオを付けたり消したりしばらくやっています。アーティストへのこだわりなのかなーと思っただけど、ちょっと聞いてみればよかった。（田中）	
10月4日	午前K（事業所）ニュースを折る作業を2人でやっていたので、いい感じの雰囲気にもえましました。（小川）	
11月5日	お弁当だいたい残さず食べるのですが、ニンジンが苦手なようです。（佐藤）	
12月20日	クリスマス会中とても集中して参加出来ていました。不穏な様子もなく楽しそうにしていたのでよかったです。（斉川）	

## 映像で学ぶ意思決定支援 高次脳機能障害・失語症の青木さんの場合

制作・著作 厚生労働科学研究費補助金  
障害者の意思決定支援の効果に関する研究班

登場人物 青木：本人  
馬場：病院の相談員  
近松：相談支援専門員  
堂本：行政職員（市役所 権利擁護課）  
福田：近松の上司（意思決定支援責任者）  
後藤：青木の元ヘルパー

### シーン 1/3 意思決定支援会議の実現に向けた働きかけ

近松 「皆様、お集まりいただきありがとうございます。青木さんの障害福祉サービスの利用支援計画を担当しております相談支援専門員の近松と申します。今回司会を務めさせていただきます。どうぞお願いいたします」

馬場 「現在、青木さんの退院に向けたサポートをしております相談員の馬場です。宜しくお願いいたします」

堂本 「市の権利擁護課の堂本です。宜しくお願いします」

福田 「近松の直属上司にあたります福田です。先日、意思決定支援の研修に参加しましたので、今日は近松のフォローに入りたいと思います。宜しくお願いします」

近松 「さて、今回課題となっているのは、青木さんの退院後の生活についてです。以前から青木さんとは『退院したら施設に行こうね』と話をしているのですが・・・」<sup>1</sup>

堂本 「青木さんご本人の意思がはっきりしないんですね」<sup>2</sup>

近松 「そうなんです。ヘルパーも四六時中一緒に居られる訳ではありませんし、より手厚いケアが受

<sup>1</sup> 意思決定支援責任者（ファシリテーター）は中立的な立場から参加者の議論を促進する立場にある。冒頭からファシリテーター自身が施設への移行が望ましいかのような発言をすると、議論を誘導しているような印象を持たれてしまう。

<sup>2</sup> 意思決定支援（支援付き意思決定）の基本的原則（本ガイドラインⅡ章第3項「意思決定支援の基本的原則」（1））を意識することにより、本人不在の中で会議が進んでいくこと、本人の意思を十分に確認するための努力が払われぬまま、支援者の見立ての下、本人の今後の処遇が検討されていることへの違和感を持つ必要がある。

けられる施設がいいのかなと思っているんです。青木さんは判断が難しいでしょうから、行政による成年後見申立の検討も必要かと考えています<sup>3</sup>

福田 「・・・ねえ、近松さん、今日は、青木さんは？」

近松 「青木さんは、あの、この場に参加しても話し合いに参加することは難しいでしょうから、出席を要請していません<sup>4</sup>

福田 「んー、ちょっと待って。それでは青木さんの意思が確認できないわよね？」

近松 「でも、失語症を患っていて、正直何を考えているか私たちにもわからないんです<sup>5</sup>

福田 「先日受講した『障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン研修』によると、どんなに障害が重たい人にも必ず意思がある。自分のことを自分で決める能力、つまり意思決定能力があることを推定することが大切、って言っていたわよ<sup>6</sup>

堂本 「意思決定能力の推定ですか・・・。青木さんは失語症、高次脳機能障害と診断されていますし、コミュニケーションがうまく取れません。本当に自分で決められるのかどうか……」

福田 「まずは、本人の能力を否定する前に、私たちが可能な限り努力を尽くして、本人の意思をくみ取ることが必要です。そのために、本人が意思決定できるような最適な環境、ベストチャンスを整える必要があります<sup>7</sup>。……青木さんは、どんな時に意思を表現できるの？」

馬場 「あの一、皆さん、ちょっとよろしいでしょうか？ 青木さん、私には心を開いていると思うんです。先日、『施設に行きましょうね？』って言いましたら、ウン、とうなずいたように思います。これって意思表示ではないでしょうか？」<sup>8</sup>

福田 「信頼関係ができてるのは素晴らしいことですね。でも、それはどんな状況だったのですか？」

---

<sup>3</sup> 一般的なコミュニケーションができないとの評価（必ずしも本人にコミュニケーション能力がないということの意味しないことに注意）から意思決定能力がないという考え方に行きついており、支援付き意思決定のプロセスを踏まずに、成年後見制度による代理代行決定アプローチの検討をしてしまっている。

<sup>4</sup> 本人の意思決定能力（本ガイドラインにおける「判断能力」と同旨）如何にかかわらず、本人の希望や価値観、選好を把握するために、本人が会議に参加することが推奨される。また、意思決定支援・合理的配慮を提供することによって、本人が実質的に会議に参加できる可能性に目を向ける必要がある。

<sup>5</sup> 失語症という障害のイメージに捉われ、それだけで意思決定能力がないと決めてしまわないよう、本人が意思を表出・表現できる可能性などを模索していく必要がある。

<sup>6</sup> 全ての人に意思決定能力がある、と支援者が推定して本人への意思決定支援を提供することにより、本人自身が意思決定できる機会を提供する必要がある。

<sup>7</sup> 本人の意思決定能力は本人のかかわる職員や関係者による人的な影響や環境による影響当によって左右される（本ガイドラインⅡ章第2項（3）「人的・物理的環境による影響」）。本人にとって適切な環境や方法を支援者側が提供することによって、本人による意思決定が促進される可能性に目を向けた発言。

<sup>8</sup> 本人との利害関係のある支援者側の言動や態度によって、当該支援者の価値判断をベースとした意思決定に誘導されている可能性がある。中立的な第三者やチームによる本人意思の吟味が必要と考えられる。脚注7も参照。

ほかに誰かいましたか？」

馬場 「青木さんと私のふたりです。病院の相談室で、私の母が一人暮らしは何かと大変だと言っていた話をお伝えして。青木さんもひとりだと大変じゃないでしょうか、施設がいいんじゃないでしょうかと強くお勧めしたんです。そのときに」<sup>9</sup>

福田 「なるほど。それで青木さんが『施設に行く』という意思表示があったと馬場さんは理解したわけですね。・・・ただ、青木さんは馬場さんを心配させまいとして頷いたということはありませんか？」

馬場 「えっ？まさか……。あ、でも。そうかも」

福田 「青木さんは確か、身振り手振りで意思を伝えることもあったと聞いていますが、ほかの人にはどうだったのかな」

近松 「そうですね。私はあまり目にする機会はなかったんですが、以前からよく利用していたヘルパーの後藤さんとの間で、否定の場合には指を横に振るという仕草をしていたと聞いています」<sup>10</sup>

福田 「なるほど。後藤さんがいらしゃると、そういうコミュニケーションができるんですね」

堂本 「そういえば、青木さんを以前担当していた者が、青木さんは初対面の方が多かったり、会議室のような堅い雰囲気では、極度に緊張して固まってしまうようだと書いていましたね」<sup>11</sup>

福田 「じゃあ、柔らかな雰囲気にするためには、たとえば青木さんが興味をもつような話題はないでしょうかね…… 相談員の馬場さん、何かありませんか？」

馬場 「そういえば青木さんは、同じ部屋の患者さんが車の話をしていたときに、身を乗り出して会話を聞いておられました」

福田 「車ですか」

馬場 「車といえば、青木さんを担当していたヘルパーの後藤さんが、青木さんは体調が良いときには、自宅の車庫のマイカーをよくいじっていたと話しておられて。また青木さんとよく車の話をされておられました」<sup>12</sup>

---

<sup>9</sup> 本人の意思確認をする場合に、一方的な選択肢のみを提示し、そのメリットのみを強調する（あるいは他に取りうるる選択肢について、そのデメリットのみを強調する）と、支援者の価値観による誘導の要素が強くなる。たとえ職員等の価値観において不合理と思われる選択肢も含めて、本人にとっての利益・不利益（主観的な本人利益・不利益も含めて）を提示し、本人の適切な意思形成を図る必要がある（本ガイドラインⅡ章第3項「意思決定支援の基本的原則」（2））。

<sup>10</sup> 本人の得意とする意思表示の方法を知っている人が支援に加わることで、本人の意図を支援者が汲み取ることのできる可能性が高まり、より適切な意思決定の環境を整えることができる。

<sup>11</sup> 本人にとって安心できる環境（不安な環境）に関する情報は、意思決定支援を行う支援者として把握しておくべき重要な情報である（本ガイドラインⅡ章第2項（3）「人的・物理的環境による影響」）。

<sup>12</sup> 脚注11参照。本人の興味のある事柄を把握しておくことは、本人が意思決定を行うための最適な環境を形成するうえで重要と考えられる。また、収集された本人の好き、嫌いを含めた価値観は、本人による意思決定や意思確認がどうしても困難な場面における本人の意思の推定ないし最善の利益に基づく他者による代理代行決定の場面においても重要な

福田 「どうやら元ヘルパーの後藤さんが青木さんにとってのキーパーソンの方ですね。長い間のおつきあいで、青木さんも信頼していらっしゃるようですし。次回の会議には、ぜひ青木さんのサポートとして後藤さんに出席していただくのがいいでしょう」<sup>13</sup>

近松 「たしかに・・・それはいいかもしれませんね」

福田 「今回の話し合いは、青木さんの意思決定支援会議の事前会議と位置づけて、関係者の情報共有の場としましょう。皆さんには、今回の打ち合わせを踏まえて、青木さんといろんなコミュニケーションをとっていただきます<sup>14</sup>。次回の会議には青木さんも参加していただいて、青木さんの意思内容を確認していきましょう」

堂本 「もし、それでも青木さんの意思が確認出来なかったら、どうなるのですか？」

福田 「これ以上決定を先延ばしできない段階になっても青木さんの自己決定や意思確認が困難な場合は、青木さんのこれまでの行動や話しぶりから青木さんの意思を推定することを試みます。また、必要あれば成年後見制度の活用等も検討することになりますが……ま、それは次の話ですね<sup>15</sup>」

堂本 「退院が迫っているとどうしても結論を急ぎがちになってしまいますけど、きちんと手順を踏まえていく必要がありますね」

福田 「はい。今回の結論がどうなるにせよ、青木さんの暮らしと支援は続くのですから」

堂本 「そうですね。権利擁護課としても、その後のことも踏まえて、住まいに関する情報以外の情報も積極的に収集していきたいと思います」

---

考慮要素となりうる。

<sup>13</sup> 本人をよく理解し、本人の得意なコミュニケーション方法等を把握している支援者・（利益相反の程度の低い）家族等が会議に参加することによって、本人への意思決定支援がより手厚く提供できる可能性もある。意思決定支援責任者としては、意思決定支援会議に本人にとって適切な関係者等が参加できるよう調整を図る必要がある（本ガイドラインⅢ章第5項「関係者、関係機関との連携」）。

<sup>14</sup> 今回の会議までに、本人に対する十分な意思決定支援プロセスが経られていなかったことを考慮し、事後的にはあるが、今回の会議を「意思決定支援会議の開催準備」と位置づけ、支援者間において意思決定支援に関するコンセプト、プロセスの共有を行ったものである。次回の意思決定支援会議に向けて、改めて本人の意思や選好を把握し、本人による意思決定を促進するため、参加者に本人との面談を促している（本ガイドラインⅢ章第1項（1）意思決定責任者の役割）。

<sup>15</sup> 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合には、本人意思及び選好を推定するプロセスに移行することがある（本ガイドラインⅡ章第3項「意思決定支援の基本的原則」（3））。さらに、本人の意思を推定することすら困難な場合には、最終手段として、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合もある（Ⅱ章第4項「最善の利益の判断」）。成年後見制度の活用についても、本人にとってのメリット・デメリットの検討、相反する選択肢の両立可能性についての検討、自由の制限の最小化等の検討を経たうえで決定されることが望ましい。今回の会議では、これらの判断の前に、まずは支援付き意思決定のプロセスを行うこととしている。

- 近松 「あの一私は、相談支援専門員として青木さんと面談するわけですが、どのように情報収集をおこなったらいでしょうか？」
- 福田 「まずは青木さんのコミュニケーションや意思表示の方法が、さっきの指をふるだけの方法かどうか、よく見たほうがいいでしょう。たとえば表情なども詳しく見たほうがいいよね」
- 近松 「やってみます」
- 福田 「それから、後藤さん以外にも青木さんがよく話せる人がいないか、民生委員さんとか関係者の方からうかがってみるのがいいでしょう。そこから車以外のこだわりなども分かるかもしれないし、これまでの暮らしぶりについても、分かればなお良いわよね」
- 近松 「これまでの青木さんの暮らし方や生活の流れ、好きなことや嫌いなことをご存知の方がいるかどうか、他のヘルパーさんも含めて伺ってみたいと思います」<sup>16</sup>
- 福田 「よろしくお願いします。皆さんから得られた情報をどのように共有し、整理していくかについても、今後、検討出来ればいいですね。」
- 近松 「では次回の会議では、青木さんと面談した結果を持ち寄って、青木さんも交えて話し合います。みなさん、引き続きよろしくお願いします」

---

<sup>16</sup> 庭木は比較的きれいでこだわりがある、食後のコーヒーを飲む時間が好きだったらしい、妻の写真、などのエピソードがあれば、すぐには役立たなくとも、その後のエンパワメント・モデルの相を含めて意思決定支援の関係性を形成できる方向につながるかもしれない。

## シーン 2/3 本人の価値観や選好を発見・収集するための個別面談

後日 某カフェ

### 【ナレーション】

三日後、青木さんの意思を確認する場が設けられました。

会場には、青木さんが大好きな自動車が見える喫茶店を選びました。かつて青木さんを担当していたヘルパーの後藤さんも参加して和やかな雰囲気になり、青木さんもリラックスした様子でした。<sup>17</sup>

<コーヒーを飲みながら車の話題。途中、窓の外の路面電車に関心を示したことから、青木さんが電車にも興味あることがわかった><sup>18</sup>

---

<sup>17</sup> 講義でも指摘されているように、意思決定を行うためには、話しやすい時間、場所、相手など適切な環境条件があることを理解する。

<sup>18</sup> これまでの会話やナレーションでも指摘されるように、支援者は、青木さんがもともと自動車を好きなことは理解していた。しかし喫茶店に来て、新しく好きなことが見つかったという流れを表現している。

【※講師向け注：このあたりは少し分かりにくいかも知れないので、受講者が混乱していたら後で補足してください。】

選好は支援に関係があり役立つようなこと（もの）だけを収集するという観点ではなく、いろんな好き嫌いを収集して差し支えない。直接的実利的に役立つものだけではなく、関係なさそうな選好も有益である。

【※講師向け注：その理由について考える時間を取っても良いでしょう。

（理由例1）選好の収集はエンパワメント・モデルの相でもっばら行われる。そこでの支援目的は、意思決定・表出に対するご本人の自己効力感を向上させ、次の意思決定をしやすい関係性を支援者との間に作っていくことにもある。これが好き、これが嫌い、を共に見つけ伝えることにも意味がある。

（理由例2）選好は収集・共有・蓄積・更新することが大切であり、今後も支援関係が継続するのであればなおのこと、後でインフォーマルな支援に結びつく可能性もある。また結果として、その人の全体性を知ることにもつながる。】

【ナレーション】

言葉が出ない青木さんのために、トーキングマットなどの意思決定支援ツールを活用。

〈トーキングマットで意思を確認している様子〉<sup>19</sup>

【ナレーション】

青木さんが日中どのように過ごすことを希望しているか、その他得意なことや苦手なことを確認するなど、繰り返し丁寧に青木さんの意思を探る作業が続けられました。<sup>20</sup>

---

<sup>19</sup> ここでトーキングマットは、PECSやピクトグラムなどのように、コミュニケーションのためのAACツールとして用いているのではなく、青木さんの好きなこと嫌いなこと、あるいはしたいこと（したくないこと）、大切なこと（大切ではないこと）などを選ぶやり取りを通じて、選好などの青木さんの情報を共有するために使われている。語彙などの能力が評価されるわけでもない。

その日の状況に合わせ、すべてのカードを使わないこともある。途中の会話も青木さんのことをよく知り、意思を表出していただくために用いられる。トーキングマットをより効果的に使うための原則・手順については、別途トーキングマットの研修で学ぶことが望ましい。

【※講師向け注：トーキングマットについては後の研修プログラムで説明がありますので、そこで概要を学んでください（プログラム構成によっては省かれることがあります）。】

<sup>20</sup> 意思決定支援の取組みについては、他のパートで述べられているように、青木さんと継続的な関わり合いをしていくことになる。そのため、この個別面談だけでなく、今後も繰り返し会うことが想定されている。可能ならば、青木さんの自宅でも会うなど、場所を変えて改めて本人の意向を確認することが望ましい。

### シーン 3/3 意思決定支援会議の実践

- 近松 「みなさんお集まりいただきありがとうございます。相談支援専門員の近松です。今回は青木さんご本人と、以前からヘルパーに来ていただいている後藤さんにも来ていただいています」
- 後藤 「皆さんこんにちは。青木さん、ちょっと緊張してませんか？ コーヒー一口いかがですか？<sup>21</sup>」  
(青木、コーヒーのんで一呼吸置く。)
- 近松 「では早速会議に入りたいと思います。この会議は青木さんに関する意思決定支援会議になります。意思決定支援ガイドラインには、『どんなに障がい重い人でも、本人には意思がある。どんな人にも自分のことを自分で決める能力、つまり意思決定能力があることを推定する』とあり……」  
(青木、不安そうになる。後藤、青木の様子を見ながら)
- 後藤 「あの一、もうちょっとゆっくり、短めの言葉で、お願いできませんか？<sup>22</sup>そうすれば青木さんはきちんと理解出来る方なので<sup>23</sup>」
- 近松 「申し訳ありませんでした。ええと、この会議は……」
- 福田 「(やんわりと近松を制して) 青木さんの今後の住まいについて、青木さん自身が考え、決めていくための会議ですよ<sup>24</sup>。この会議に参加する人のルール<sup>25</sup>は、(指を折りつつ) ひとつは青木さんの気持ちを第一に考える、ふたつめは周りの価値観を青木さんに押しつけたりしない。みなさん、そういうことでよろしいですね？」  
(支援者全員が頷く。福田がホワイトボード「青木さん第一」「押し付けない」と書き込む)
- 後藤 「青木さん、今回はみなさんと青木さんのことを考える会議ですよ<sup>26</sup>」  
(青木「ほ～」という感じで、軽く頷く。皆、それをみて少し和む。)
- 近松 「では今日のテーマは、『青木さんの退院後の住まい』についてです。相談員の馬場さんから、最近の青木さんとのやりとりについてお話しいただけますでしょうか」
- 馬場 「はい。青木さんお一人のときに倒れてしまうと心配なので、施設っていうことも選択肢の1つと

---

21 青木さんのルーティーンを尊重することは、緊張緩和のための工夫の一つと考えられる。

22 青木さんが会議についていけない様子を見て、司会者の近松へ合理的配慮を求める発言

23 青木さんに意思決定能力があることを推定している立場からくる発言

24 簡潔に今回の会議のテーマと趣旨を説明。関係者に対しては、事前のプレミーティングにおいて意思決定支援に関するコンセプトを確認しておくことが望ましい。

25 意思決定支援会議におけるルールを設定。最善の利益重視の発想に陥らないように注意喚起。

26 青木さんが会議の趣旨を理解しているかどうかを確認するため、福田の発言を繰り返している。

して考えていたんですけども・・・、どうも青木さんは気が進まないようなんです。ちょっと見て下さい。」

(馬場、施設の写真を取り出して青木に示す。<sup>27</sup>青木、しぶい顔をして、人差し指を遠慮がちに左右に振る。)

堂本 「青木さん、ここはイベントもたくさんあって毎日楽しくすごせる施設みたいです。この施設、気に入りませんか？」

(青木、困ったような表情。)

福田 「まあまあ、堂本さん、ちょっと待ってください。先日、青木さんと「日中の過ごし方」というテーマでトーキングマット<sup>28</sup>を行ったんですよ。そのとき、「やりたいこと」を示すところには「のんびり」「テレビを見る」というカードが並びましたよね」

堂本 「なるほど……。やりたくないことは、何ですか？」

福田 「「やりたくない」ところには、「飲み会をする」「ゲームする」のカード並びました。青木さんはどうやら「家でゆっくりテレビを見て過ごすのが好きで、皆と一緒にイベントを楽しむのは苦手なようです。——私はこのように理解しましたが、青木さん、いかがですか？<sup>29</sup>」

(青木、ニヤツとする。)

後藤 「あ、青木さんの「いいね」が出ましたね。<sup>30</sup>——青木さん、ほかに家ではどんなことなさってましたっけ？」

(青木、何かを言いたそう。近松が何かを言おうとするが後藤がそっと手で制止<sup>31</sup>。周囲が青木を見つめて 10 秒待つ。)

青木 「・・・スモー、センシャ」

後藤 「そうそう、テレビで相撲を見たり、マイカーのお手入れをなさっていましたね」

近松 「こちらが、青木さんのご自宅の写真です<sup>32</sup>」

後藤 「この車ね。とても大事になさっていて、パーツを分解して一生懸命磨いたりね。とっても丁寧に

---

<sup>27</sup> 言葉だけではなくパンフレット・写真等を用いて説明し、青木さんがどのような反応をするかを確認している。

<sup>28</sup> 英国の意思決定能力法 (MCA) の行動指針でも紹介されている意思決定支援ツール「トーキングマット」。第 2 シーンで青木さんで行った結果を記録し、青木さんの選好や価値観の説明のために支援者に情報提供している。

<sup>29</sup> 福田が読み取った青木さんの選好や価値観について、自分の理解が正しいかどうかを青木さんに確認している。傾聴スキルの一つ。

<sup>30</sup> 青木さんをよく知る後藤が、青木さんのしぐさを見てその意図を言語化している。

<sup>31</sup> 青木さんの意思表示には一定の時間がかかるため、支援者が先走らずに「待つこと」を求めている。

<sup>32</sup> 青木さんの自家用車がイメージできるようなビジュアル (写真) を提供している。

洗車されて、ワックスがけして一生懸命磨いておられましたよね<sup>33</sup>」

堂本 「先日、青木さんのお宅の前を通りかかったんです。正直、玄関の前とか柵の中はちょっと散らかっているんですけども、車庫内の車はほんとにきれいに洗車されていました。近所の民生委員さんも、よく鼻歌を歌いながら洗車をしていた青木さんの姿をお見掛けしていたそうです<sup>34</sup>」

青木 (ん～、と考えると) 「ジコクヒョウ<sup>35</sup>」

近松 「ん、ジコクヒョウ、ですか？」

福田 「あ、おそらく時刻表の本ですね。この前カフェで路面電車見て、すごく盛り上がりましたよね。青木さん、車両番号まで覚えていらっしゃるって、すごいですよね」

(青木、再びニヤツとする。)

後藤 「時刻表ってそういうことだったんですね。何度か時刻表とにらめっこしている青木さんをお見かけしたんですけど、てっきり旅行か何かに行きたいのかなと思っていましたけど、時刻表そのものが大好きなんですね。間違っていました<sup>36</sup>」

近松 「青木さん、……やっぱり自宅に戻りたいですか？<sup>37</sup>」

(青木、深くうなづく。)

馬場 「でも、実際問題、一人暮らしは……。青木さん、一人暮らしにご不安はないですか？<sup>38</sup>」

(青木、再び難しい表情)

後藤 「青木さん、ヘルパーのいない時間帯で、ひとりぼっちの時間がありますよね。<sup>39</sup>そんなときどうしましょうかって」

福田 「……ちよつとここで整理してみましようか。<sup>40</sup>仮に青木さんが自宅に戻ることとします」

---

<sup>33</sup> 青木さんの普段の様子を知る後藤の発言から、青木さんが大事に思っている物事やルーティーンが推測できる。

<sup>34</sup> 後藤の発言を裏付ける(信用できる)事実として、民生委員からの聞き取り情報を提供。

<sup>35</sup> 一見すると文脈に合わない発言にも思われるが、青木さんは「相撲、洗車」と発言した後も、普段の生活で何をしていたかを思い出そうとしていたことがわかる。

<sup>36</sup> 普段の様子を見ている後藤であっても、青木さんの行動やについて全て正確に把握できているわけではない。関係者からの情報を収集し、情報を吟味しながら青木さんの選好や価値観を探っていくことが重要。

<sup>37</sup> 一見すると誘導的な質問にも思われるが、これまでの会話の流れから青木さんの意思を押し量ろうとして出た発言。

<sup>38</sup> 一人暮らしのメリットだけでなく、デメリットも青木さんに検討してもらうための発言。

<sup>39</sup> 青木さんが理解できるよう、より具体的な質問への落とし込みを行っている。

<sup>40</sup> 言葉のやり取りだけではなく、ホワイトボードに書き込むことによって、青木さんだけではなく、支援者の検討にも資する。

後藤 「（ボードを指しながら）あれ、青木さんの一日ですよ」

近松 「問題は、青木さんがひとりになる、12 時の時間帯と6 時の時間帯ですよ。大丈夫ですかね？」  
（青木、「うーん」と悩んで居る様子。少し不安そう。）

馬場 「やっぱり施設のほうが安心じゃないですか。私は、それが一番、いいと思うんですけどね・・・<sup>41</sup>」  
（青木、下を向きかける。）

福田 「（軽い感じで）馬場さん～、こちらのルール2 を思い出してください<sup>42</sup>（ホワイトボードを示しながら）。今日の会議の主役は青木さんなのですから、ね。青木さんの答えを待ちましょう。」

馬場 「あっ、ごめんなさい。そうでした。私としたらつい・・・」

近松 「堂本さん、市のほうで、この一人の時間帯を埋められるような何かサポートはありますか？」

堂本 「そうですねえ、近所の方に見守りをお願いしたり、多少費用は掛かると思うんですけど、有償ボランティアさんの方やお弁当屋さんによる定期訪問といった方法もあるかもしれないですね」

近松 「青木さんが一人になる時間帯は解消されそうですね」  
（福田、ホワイトボードの「ひとり」を消す）

福田 「現時点で、青木さんが自宅で一人で暮らしたいということは、皆さんの共通理解でよろしいでしょうか？」

近松 「では、まず、自宅に戻ることにしてみてもいいかがでしょうか。退院前に1泊2日程度の試行外泊を実施して、特に問題がなければ、退院手続きを進めていきましょう」

福田 「（ホワイトボードを見ながら）ただ、それで全ての結論が出たということにはしないでおきましょう。これからも青木さんの生活ぶりや気持ちの変化などを見守って、数ヶ月後にもう一度話し合いをする<sup>43</sup>ということでもいいかがでしょうか」

後藤 「（青木へ向かってゆっくり）青木さん、おうちに帰りましょう。私たちヘルパーがうかがう時間を増やしたり、他にも訪問して下さる方を増やして頑張ってみましょう」

福田 「また皆さんに集まってもらって話し合いますからね。……青木さん、今後の住まいについて、青

---

41 馬場の思いが出ている発言であるが、最善の利益（よかれと思って）に基づく発言であり、青木さんの意思に対する不当な介入・誘導に該当する可能性がある。

42 福田が会議の冒頭で示したルールに基づいて、やんわりと馬場によるルール違反の発言を指摘。意思決定支援会議のコンセプトについて再度、確認を行っている。これによって青木さん自身が自らの意思を表明して良いのだという意識を持っていただく効果もある。

43 本人の意思決定は暫定的なものであり、変化しうるものである。自宅への帰宅（体験）を通じて、青木さんが今回の意思決定と異なる意思を表明される可能性もあるため、モニタリングの機会が必要。

木さんの思い、語ってもらえますか？<sup>44</sup>」

青木 「よろしく」

(一同、「おお～」と驚く。)

近松 「では、具体的にその方向で話を進めていきましょう」

---

<sup>44</sup> 青木さんに意思決定能力があることを推定している立場からの発言

#### D. 考察

(1) 第1回試行的研修で再現性の評価が低かったスライドについて

2回実施した試行的研修における、研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査の結果では、第1回の最低平均点がP. 41、P. 30、P. 54の3.6点、第2回の最低平均点がページP. 102、P. 47の4.0点であり、それぞれ3点以上となっているため、研修内容を理解することはできたものと考えられる。

一方、各スライドを、講師として話せるか5段階で評価した結果では、第1回の最低平均点が、P. 54・2.4点、P. 41・2.6点、P. 129・2.7点、P. 130・2.8点、P. 48・2.8点、P. 30・2.9点、P. 39・2.9点と3点未満のスライドが7枚あった。

第2回試行的研修では、P. 54及びP. 41を削除し、それ以外のスライドの説明を丁寧に行ったところ、第1回試行的研修のスライド番号に対応したスライドの評価に、次の表のような改善が見られた。

表 19

第1回研修のスライド番号	54	41	129	130	48	39	30
平均点	2.4	2.6	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9
第2回研修のスライド番号	削除	削除	123	124	49	41	32
平均点			3.8	4.0	3.4	3.3	3.5

第1回試行的研修で、講師として話せるかの評価の平均点が3.0点未満だったスライドは、次の通りである。

図 16 スライド 30 (2.9点) → 第2回研修 3.5点

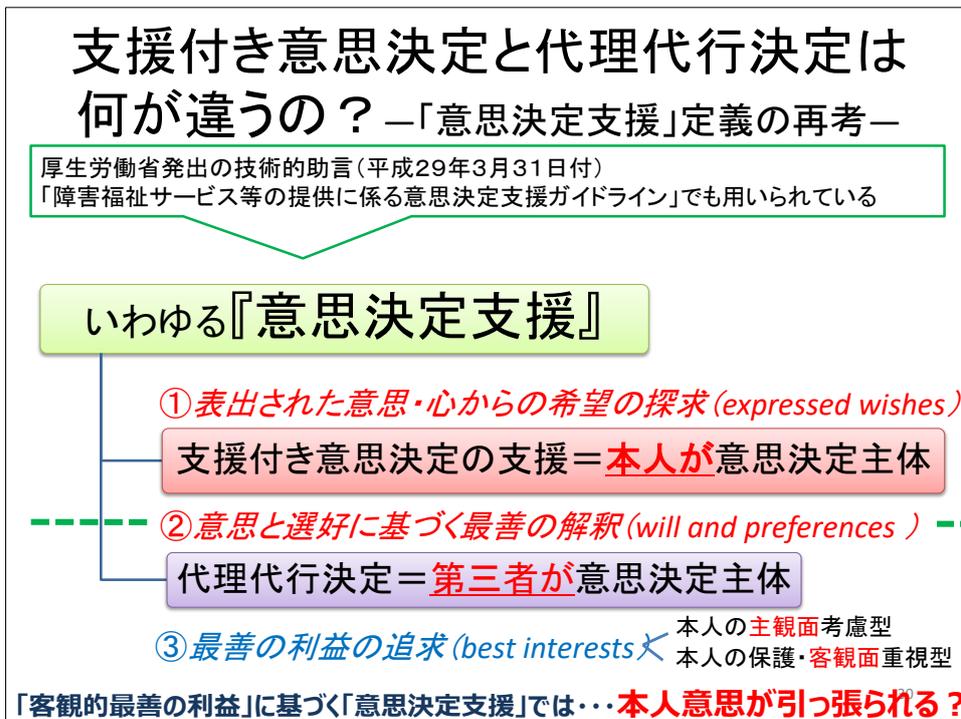


図 17 スライド 39 (2.9 点) → 第 2 回研修 3.3 点

	expressed wishes	best interpretation of will and preferences	objective best interests
和訳 (案)	表出された意思、心からの意思(素からの意思)	意思と選好の最善の解釈	客観的な最善の利益
説明	支援者の傾聴によって表出された本人の内なる意思・希望であり、本人から意図的に表出される意思決定  【その人が何を言っているか、何を本当に願っているか、何がその人の生きる力になっているか】  【What's important <b>TO ME</b> 】	本人から意図的に表出されたメッセージ(=意思)と、意図的ではないが本人の選好を明示する諸情報(=選好)に基づき他者が解釈する、本人の意思決定  【その人のメッセージが何であると解釈できるか】  【What do you think is important <b>TO HIM/HER</b> 】	特に客観的な本人利益を重視して他者が判断する最善の利益  【その人のために何が利益か、大局的・一般的に考えたら何がその人にとって良いか】  【What's important <b>FOR HIM/HER</b> 】

図 18 スライド 41 (2.6 点) → 第 2 回研修・削除

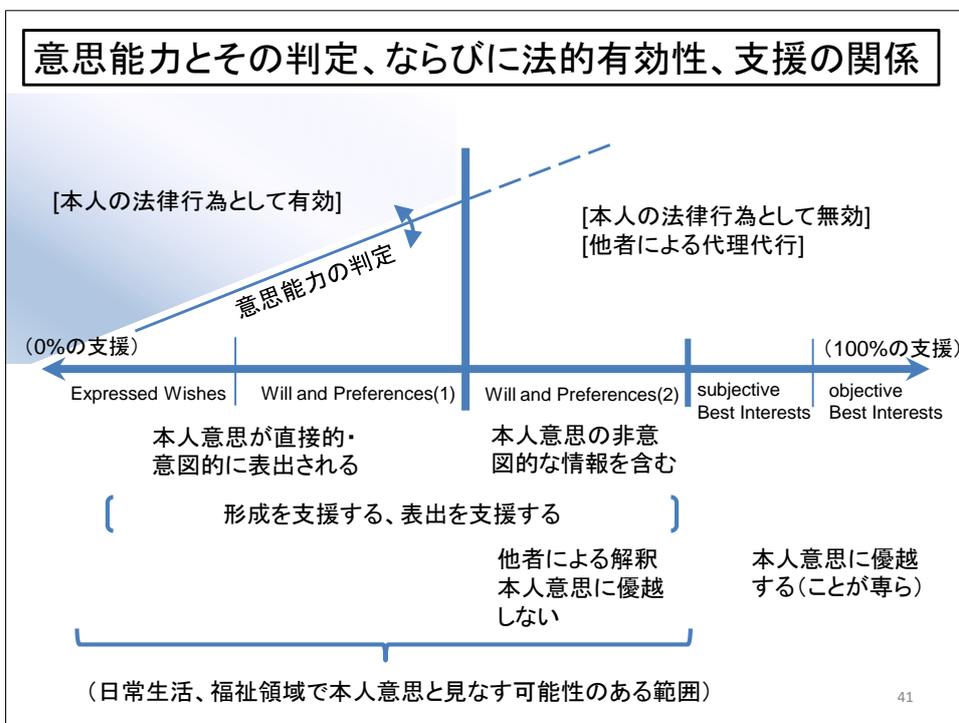


図 19 スライド 48 (2.8 点) → 第 2 回研修 3.4 点

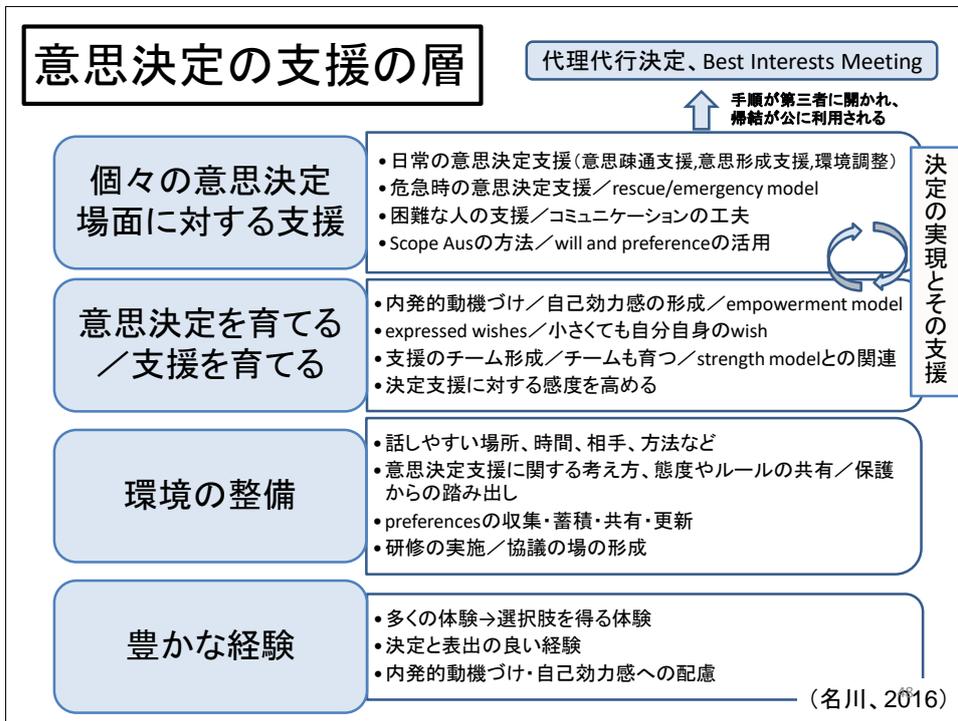


図 20 スライド 54 (2.4 点) → 第 2 回研修・削除

### Scope Australia の方法(その2)

## Decision-making support for people with cognitive disability

A guide for disability workers

Victorian Legal Services  
BOARD + COMMISSIONER  
funded through the Grants Program

Carers  
AUSTRALIA

scope  
making it happen

54

図 21 スライド 129 (2.7 点) → 第 2 回研修 3.8 点

## グループワーク①

129

「選好」→好き・嫌いの拾い出しと記録化のための表現

- Xさんに関する仮想記録の断片から、Xさんの好き嫌いに関わる記録を拾い出す
- 記録化のためにはどのように書けばよいか？
- Xさんにはどのような選好→好き嫌いが見出されるか？
- 今後、さらにXさんの選好→好き嫌いを知るためには、他にどのような関わりができるか？またどんな場面が考えられるか？

図 22 スライド 130 (2.8 点) → 第 2 回研修 4.0 点

## グループワーク②

130

「～さんの好きなこと・嫌いなこと」

- 1 人の人を思い浮かべる（利用者、家族、友人など）
  - よく知っている人が望ましい
- その人の好きなこと・嫌いなことを、できるだけ多くあげてみよう
- 挙げた中で、最も好きなことは何だろう？最も嫌いなことはなんだろう？
- トップ 2、ワースト 2 について、どのように好き（嫌い）か、どんなふうに表示されるか、いつ表示されるか、頻度は、など書き出そう。

スライド 30、39、41、48 は、意思決定支援と代理代行決定（客観的最善の利益）との関係を解説する内容のスライドである。意思決定支援と代理代行決定の関係の整理については、本研究事業においても検討課題となったため、次の（1）で述べる。

スライド 54 は、オーストラリアで知的障害の人の意思決定支援研修を行っている団体 SCOPE のスライドをイメージとして挿入したもので、英語表記の資料への配慮を求めるアンケート記述があったため、削除した。

スライド 129、130 は、意思と選好の最善の解釈のための根拠となる事実を積み上げるための記録に関する演習のスライドである。第 1 回試行的研修の段階では、演習の内容が定まっていなかったため、講師として演習を進めることに難しさを感じたものと思われるが、第 2 回試行的研修においては、演習内容を確定して行ったため、評価が改善されたものと考えられる。

## （2）意思決定支援と「最善の利益（代理代行決定）」の関係の整理について

意思決定支援ガイドラインの総論では、意思決定支援を次のように定義している。

### 1. 意思決定支援の定義

本ガイドラインにおける意思決定支援は、障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、自ら意思を決定することが困難な障害者に対する支援を意思決定支援として次のように定義する。

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部、2017 年）。

意思決定支援ガイドラインにおいては、「支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討する」ことが、意思決定支援の範囲に含まれているとも理解することができる。

一方、平成 29 年（2017 年）3 月に、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部が「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を公表した後に、平成 30 年（2018 年）3 月には、大阪意思決定支援研究会（大阪弁護士会・大阪司法書士会・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部・公益社団法人大阪社会福祉士会・大阪家庭裁判所家事第 4 部総 括裁判官）が「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン（以下、「成年後見ガイドライン」という。）」を作成し、同年 6 月には、厚生労働省老健局が「認知症の人の日常生活・社

会生活における意思決定支援ガイドライン（以下、「認知症ガイドライン」という。）」を公表したが、これらにおける「最善の利益」の取り扱い、意思決定支援とは区別して示されている。

#### 意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン

### 2 基本的な考え方について

#### (2) 本ガイドラインで用いられる用語

##### ① 意思決定支援

意思決定支援とは、特定の行為に関する判断能力が不十分な人について、必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなどして、本人が意思決定をするために必要な支援をする活動をいう。また、本ガイドラインでは、さらに、本人があらゆる支援をもってしても意思決定ができない、あるいは表明された意思を実現できない場合に、最後の手段として後見人等による代行決定へと至る一連のプロセスも検討の対象とする。

##### ⑥ 代行決定

意思決定支援を尽くしても本人が意思を決定できない場合に、最後の手段として、後見人等が本人に代わって決定することをいう。意思決定支援と区別される概念。

##### ⑦ 最善の利益 (best interest)

最善の利益は代行決定を行う場面において検討される概念であり、客観的最善の利益と主観的最善の利益に分類される。客観的最善の利益とは、支援者の価値観に基づき本人にとって客観的、合理的に良いと考えられるものをいうのに対し、主観的最善の利益とは、本人の希望や価値観などを最大限に考慮し、本人の価値観において最善と考えられるものを指す。いずれも本人以外の者により判断されるが、本ガイドラインでは主観的最善の利益を採用し、意思決定支援におけるチームミーティング参加者により判断されるものと定めている。

なお、意思決定支援の場面においては、あくまで本人が表明した意思を中心に支援が行われる。ここでは主観的最善の利益も客観的最善の利益も検討されることはない。

(大阪意思決定支援研究会, 2018年)

#### 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

### 3 意思決定支援とは何か（支援の定義）

- 認知症の人であっても、その能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために行う、意思決定支援

者による本人支援をいう。(脚注iv)

- 本ガイドラインでいう意思決定支援とは、認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもので、通常、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援と、本人が意思を表明することの支援を中心とし、本人が意思を実現するための支援を含む。(脚注v)

〈脚注iv〉本ガイドラインは、認知症の人の意思決定支援をすることの重要性にかんがみ、その際の基本的考え方等を示すもので、本人の意思決定能力が欠けている場合の、いわゆる「代理代行決定」のルールを示すものではない。今後、本ガイドラインによって認知症の人の意思決定を支援してもなお生ずる問題については、別途検討されるべきで、この点は本ガイドラインの限界と位置付けられる。

本ガイドラインは、本人の意思決定支援のプロセスは、代理代行決定のプロセスとは異なるということを中心的な考えとして採用している。

(厚生労働省老健局, 2018年)

検討会議では、意思決定支援ガイドラインと、成年後見ガイドライン、認知症ガイドラインにおける、代理代行決定による「最善の利益」の取り扱いの違いについて検討した。

結論としては、本研修は、意思決定支援ガイドラインの内容に従って行うこととなるため、意思決定支援ガイドラインの定義を踏襲し、「最善の利益」も本研修の中で取り扱うこととした。ただし、概念上、「意思決定支援」と代理代行決定プロセスである「最善の利益」は区別されるべきものであることから、その点について研修の中で丁寧に説明することとし、本人の意思決定が困難な場合でも、本人の意思及び選好の最善の解釈について最大限の努力を行うことを基本とし、代理代行決定プロセスである「客観的最善の利益」の検討は、極めて限定された最後の手段であり、安易にそこに流れないように注意喚起することとした。

また、今後、意思決定支援ガイドラインが改訂される場合には、「最善の利益」について、代理代行プロセスとして位置付け、整理することを提言することとなった。

### (3) 意思決定能力の判断と代理代行決定への移行について

「意思決定支援」と代理代行決定プロセスである「最善の利益」を区別することの概念図が、第2回試行的研修では削除したスライド41である。スライド41のタイトルは、「意思能力とその判定、ならびに法的有効性、支援の関係」となっており、[本人の法律行為として有効]と[本人の法律行為として無効][他者による代理決定]の間に縦に実践が引かれている。これが、意思決定能力の判定のライン

にあたる。

成年後見ガイドラインでは、意思決定能力の判断について、次の4つの要素を挙げている。

A) 情報の理解

当該意思決定に必要な情報を理解すること

B) 記憶保持 25

当該意思決定に必要な情報を頭の中に保持すること

C) 情報の比較考察

当該意思決定に必要な情報を選択肢の中で比べて考えることができること

D) 意思の表現

自分の意思決定を口頭、あるいは手話その他の手段を用いて表現すること

これらを満たすことができない場合であって、その原因が、本人の障害や損傷によるものであることが確認された場合、意思決定能力がないと判断し、代行決定に移行するとしている。

また、認知症ガイドラインでは、意思決定能力の評価判定について、「本人の意思決定能力は、説明の内容をどの程度理解しているか（理解する力）、またそれを自分のこととして認識しているか（認識する力）、論理的な判断ができるか（論理的に考える力）、その意思を表明できるか（選択を表明できる力）によって構成されるとされる。これらの存否を判断する意思決定能力の評価判定と、本人の能力向上支援、さらに後述のプロセスに応じた意思決定支援活動は一体をなす。」としている。

これらの意思決定能力の判定基準は、イギリスの2005年意思能力法（Mental Capacity Act 2005、以下「意思能力法」という。）において示されている基準を参考にしていると思われる。

意思能力法は、イギリスの成年後見を規定した精神保健法並びに持続的代理権授与法に代わる成年後見法とされている。

意思能力法では、5原則による一般原理が示されており、意思決定ガイドラインにおいても参考にしている。

第1原則 意思能力存在の推定

個人は意思能力が存在しないと証明されない限り、意思能力を有するものとみなされる。

第2原則 意思決定の支援を受ける権利

個人が意思決定できないと結論を下す前に、自ら意思決定できるようなあらゆる支援（サポート）を受ける権利がある。

第3原則 常識を外れたり、または賢明でないように思われる意思決定をする権利

個人が一見不合理であったり、愚かな意思決定をすることがあっても、意思決定できないとみなしてはならない。

#### 第4原則 最善の利益の確保

意思決定能力のない者に代わってなされる行為ないし意思決定は本人の最善の利益の確保を旨とする。

#### 第5原則 最小の制限的介入

意思決定能力のない者に代わってなされる行為ないし意思決定は本人の権利と自由に対する制限を最小限に抑えることを旨とする（新井・紺野，2009年）。

その上で、意思能力法では「意思決定ができない」ということについて次のように定義している。

1. 当意思決定に関係する情報を理解することができない。
2. その情報を頭の中に保持することができない。
3. その情報を意思決定の過程の一部として利用し、あるいは比較衡量することができない。
4. 自分の意思決定を他人に伝えることができない（新井・紺野，2009年）。

成年後見制度においては、本人の法律行為が法的に有効か無効かが問われる場面が想定されるため、意思能力の判定については厳密さが要求されるものと考えられる。

一方、意思決定支援ガイドラインが対象とする、障害福祉サービス等の提供に係る場面においては、例えば重度知的障害のある利用者への支援を考えると、意思能力の判定によって代理代行決定への移行を安易に正当化してしまうことが危惧される。意思決定支援ガイドライン研修においては、意思能力存在の推定の前提に立ち、本人の意思決定並びに意思及び選好の最善の解釈に基づき、最大限意思決定支援を行うことを強調することとした。

#### (4) 研修映像の活用による意思決定支援会議のイメージづくりについて

研修映像として、意思決定支援会議の具体例を制作した。意思決定支援を概念の理解に留めることなく、受講者が実際の実践において活用できるようにするために、具体的な映像を通して演習を体験し、実践的に理解できるようにすることを意図したものである。研修のアンケート調査でも、次のような感想を得ることができた。

- ・映像をみながら分かりやすく理解することができた。
- ・ビデオを使いわかりやすくグループワークできた。
- ・会議の取り組み方を反省させられた。
- ・映像中のホワイトボードへの記入等、実践の参考になる。

研修の再現性を高める上でも有効であると考え。

## E. 結論

意思決定支援ガイドラインを活用した研修プログラム及び研修テキストの作成と、研修前後の受講者の意思決定支援に関する認識の変化の検証について研究を行った。

2回に渡る試行的研修の受講者に対する調査結果から、研修内容の理解度及び研修講師としての再現性について概ね良好な評価を得ることができた。

検討会議で議論になった、意思決定支援ガイドラインにおける「最善の利益」の位置づけについては、本研究事業が意思決定ガイドラインを所与のものとして、その普及を図るための研修プログラムや研修資料の開発が目的であり、意思決定支援ガイドラインの内容への検討が目的ではないため、今後の見直しに向けての検討課題として指摘しておきたい。

また、研修の開催経費については、平成31年(2019年)度より地域生活支援事業の成年後見制度普及啓発事業として実施する場合、補助の対象となることが、厚生労働省が平成31年3月7日に開催した障害保健福祉関係主管課長会議において示された。

しかし、研修の講師養成の仕組みがないため、民間の自主的な取組に依存せざるを得ない。また、意思決定支援ガイドライン研修は制度上位置づけられていない任意の研修であるため、研修の実施について自治体が積極的に取組むよう周知を図ることが必要である。

研修プログラム並びに研修スライド資料、研修映像の作成については、研究協力者の皆様に多大なご協力をいただいたこと、また、試行的研修に受講者として協力してくださった皆様に感謝したい。

本研修は、2回の試行的研修により作成したものであるため、今後現場で研修が行われることにより、さらに改善が図られるものとする。

本研修の普及を通じて、障害のある人の意思が尊重され、本人主体の支援が進むことの一助となることを願っている。

## 引用文献・参考文献

厚生労働 (2017年) 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」, 3, 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

大阪意思決定支援研究会 (2018年) 「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」, 2-3

厚生労働省 (2018年) 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」, 2, 厚生労働省老健局

新井 誠・紺野包子(2009年) 「イギリス 2005年意思能力法・行動指針」, 2, 112, 291-292, 民事法研究会

Watson, J., & Joseph, R. (2011), People with severe to profound intellectual disabilities leading lives they prefer through supported decision making: Listening to those rarely heard., 1, 17, developed by Scope

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

(発表誌名巻号・頁・発行年等も記入)

なし

H. 知的財産権の出願・取得状況

なし